

公明党要望項目一覧

平成25年度9月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>改正災害対策基本法成立を受けて、災害時要援護者名簿の作成を徹底すること。また、避難所における生活環境とバリアフリー化の点検整備を行うこと。</p>	<p>災害時要援護者名簿は市町村において作成が進められているところであるが、県としてもその進捗状況を把握するとともに、従来から定例的に実施している市町村の福祉担当と防災担当を集めた会議を今後も開催し、今後一層市町村へ早期の作成を働きかけていきたい。</p> <p>また、避難所の生活環境については、東日本大震災の教訓を基に、平成25年3月に県地域防災計画の修正を行って避難所の設備や物資の配備等を見直すこととし、避難所を開設する市町村に対し防災担当課長会議、防災研究会等において対応を要請している。引き続き、鳥取県防災・危機管理対策交付金の活用などによって、避難所設備・運営体制等の整備が進むよう市町村に一層の働きかけを行いたい。また、避難所のバリアフリー化は、高齢者、障がい者等のみならず避難された全ての住民の避難生活を円滑にする上でも有効であることから、施設管理者である市町村等に対して国の公立学校施設整備事業等の活用によるバリアフリー化の推進を働きかけたい。</p>
<p>成年被後見人に選挙権を付与する改正公職選挙法が成立し、約13万6千人の被後見人が先の参議院選挙から投票できるようになった。鳥取県内における今回の参議院選挙での成年被後見人の選挙権の行使状況の把握と、必要に応じて、本人と後見人そして関係者に法改正の内容を徹底すること。</p>	<p>平成25年6月30日に成年被後見人に係る選挙権の回復等を内容とする改正公職選挙法が施行され、以後、市町村選挙管理委員会においては、選挙人が成年被後見人に該当するかどうかの情報を保有しないこととなり、成年被後見人の選挙権の行使状況の把握は困難な状況である。</p> <p>今後は県政だよりや新聞等に法改正の内容を掲載するとともに、成年後見支援センター等の関係機関と連携して関係者への周知を図っていく。</p>
<p>北東アジアのゲートウェイの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米子ーソウル便の安定就航に向け更なる取組の推進を図られたい。 	<p>米子ーソウル便の安定化に向けた利用促進に係る取組は山陰両県の官民で組織する山陰国際観光協議会で検討実施しているところ。</p> <p>日本側からの利用であるアウトバウンドも進めるが、今後は特に多くの集客を見込める韓国側からの利用であるインバウンドを増やす取組を一層強化していくことにより、路線の安定化を図る。</p> <p>【9月補正】 世界へ打って出る“とっとり”国際観光推進事業（外国人観光客誘致推進事業） 18,600千円</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ウラジオストクビジネスサポートセンターの機能強化 環日本海貨客船航路の貨物確保による航路の安定化を図るため、ウラジオストクにビジネスサポートセンターを開設している。県内産業とのビジネスマッチングやサポート、航路利用の促進を図る上でウラジオストクビジネスサポートセンター機能の更なる活性化を図られたい。 	<p>観光交流の拡大・情報発信による本県認知度の向上及び農産品や加工食品の販路拡大については、一定の成果をあげている。一方、食品系以外のビジネスマッチングや貨物の誘致が課題であり、事業者等関係者の意見を良く聞きながら、機能の向上を図っていきたい。</p>
<p>健康生活を長く送るために、そして医療費や介護費を抑制するために、総合的な「健康マイレージ」制度の導入を</p>	<p>本県においては、伯耆町が平成24年度から人間ドック受診や健康づくり教室への参加をポイントにし、一定のポイントが貯まったら商品券と交換できる制度を実施しているところである。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>検討すること。現在ある「とりっぼ（歩）」や、介護ボランティア制度を包含する新たなシステムとしても検討されたい。</p>	<p>県としてはこれらの効果や他県の例を参考にしながら、現在ある制度やツールの組み合わせも含め、効果的な制度構築について検討してみたい</p>
<p>手話言語条例（仮称）に以下の内容を盛り込むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ①簡単な手話を一般に普及させること ②手話通訳者の育成と派遣などの組織体制の充実 ③行政窓口で手話対応できる人材育成と体制整備 ④身近なところに手話教室を設置すること 	<p>現在、平成25年8月にとりまとめた「鳥取県手話言語条例（仮称）研究会報告書」を踏まえ、条例案の検討を進めているが、県民への手話の普及、手話通訳者の養成・確保・派遣体制の整備等、ろう者が手話を使いやすい環境の整備等はいずれも今後取り組むべき重要な課題であり、条例案に盛り込みたいと考えている。</p> <p>【9月補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話言語条例（仮称）制定に伴う普及啓発及び環境整備事業 19,356千円 ・知事定例記者会見における手話通訳対応関係事業費 423千円 ・手話で学ぶ教育環境整備事業 910千円 ・行政職員のためのろう者と手話について学ぶ特別研修事業 1,422千円
<p>収容された犬猫等の動物管理棟での管理を充実すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県では、捕獲された動物は、病気の有無も関係なく一緒に動物管理棟へ3日間程度収容され、譲渡先が見つからなければ即殺処分される。さらに、各管理棟では土日も含め餌やりや健康管理や譲渡情報発信等十分に管理できているとは思えない。これでは動物にとって即殺処分と同じとの声もある。よって今後以下の取組をされるよう要望する。 ① 動物管理棟の収容スペースの拡大（病気の動物と分ける） ② 土日も含めて十分な管理を行うこと ③ 収容期間をもっと長くし、譲渡先を探しやすくすること ④ 民間ボランティア、関係団体とのネットワークの構築 ⑤ 譲渡情報発信の充実 ⑥ 一般への終身飼育の啓発事業の充実 ⑦ 避妊と去勢手術の助成制度創設 <p>今以上に動物愛護への認識を深め、当面の課題である上記の内容で改善充実の取組を推進されたい。</p>	<p>県が収容した動物は、動物の種類や健康状態に応じて飼養管理を行い、譲渡可能な動物については終生飼養者が見つかるまで可能な限り収容期間を長くするなど、殺処分を減らす取組を行っている。</p> <p>また、本年7月からは、県民からの熱心な要望等に応じて、譲渡情報ホームページに犬猫の写真掲載を開始するとともに休日の飼養管理を徹底するなど譲渡促進や管理体制の充実に努めている。</p> <p>なお、現在、更なる収容動物の管理体制の充実や動物愛護の普及啓発等を図るため、関係団体と連携に向けた協議を行っているところであり、今後の予算編成過程で必要な施策等を検討することとしている。</p>
<p>食物アレルギーショック事故防止のため、エピペンの適正な利用普及を進めること</p>	<p>今年度、大学病院、アレルギー専門医、学校関係者等で構成する食物アレルギー対策推進会議を開催（第1回会議を9月19日に開催）し、医療従事者や学校給食関係者等を対象とした研修会や、ア</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>・昨年12月に東京の小学校で女子児童が給食を食べた後に死亡した事件は、アレルギーショックを和らげる「エピペン」注射が遅れたことが原因の一つとされている。この事故を受けて、日本小児アレルギー学会ではエピペン注射を打つべきタイミングを見極められるように、注意すべき症状など情報提供している。県並びに県教育委員会は、こうした情報を十分活用し、専門知識に乏しい人でも的確にエピペン注射ができるようにし、アレルギーショックによる事故を防ぐこと。</p>	<p>アレルギー患者のための情報提供について検討・実施する予定である。</p> <p>また、調布市での死亡事故を受けて、文部科学省は全国のすべての教職員を対象にエピペンの使用方法等の研修を実施するとともに、学校での対応ガイドラインの充実を図る予定である。</p> <p>食物アレルギーショック（アナフィラキシー）の児童生徒が在籍する学校においては、主治医や保護者を交え、情報交換し、緊急時には教職員も対応できるよう、DVD視聴や練習器を用いての研修を行っている。</p> <p>県教育委員会においても、食物アレルギーに関する研修会を開催し、その研修会の中でアナフィラキシーに対する緊急時の対応やエピペン使用の模擬実技を行っている。</p> <p>今年度も、日本学校保健会と連携し、「食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会」を11月1日に開催する予定である。</p> <p>[主な内容] ・食物アレルギーの基礎知識と緊急時の対応 ・アナフィラキシー発症時の緊急対応事例 ・実習：緊急時のシミュレーションを取れ入れた実習（エピペントレーナーを使用）</p> <p>なお、学校保健の研究推進・向上を目的とする鳥取県学校保健会理事会・評議員会を8月8日に開催し、食物アレルギーへの対応について意見交換を行ったところ、県医師会から学校内での研修について協力するとの申し出をいただいております、学校へも一層の研修の充実を働きかけていく。</p>
<p>倉吉市黒見地区の生活道路改良</p> <p>・一般国道313号線地域高規格道路整備事業により、一般国道からの進入路のカーブが幅員も狭く、一般・緊急車両等が通行に支障をきたし、冬場は危険です。</p>	<p>一般国道313号地域高規格道路（倉吉道路）の整備に伴い県が通行形態を変更する工事を行った市道の御指摘の箇所については、倉吉市や地元と現地を点検し、意見を聞きながら対応を検討していく。</p>